

困ったなあに答えるます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授

高価な物を買わされて クーリングオフをしたいです…

つまらない相談事で恐縮です。

先だって、近所のスーパーで開業10周年特別セールがありました。くじ引きで妻は1等を当て、賞品は温泉一泊旅行の無料招待でした。同伴の場合は人数分各一人1万円を払えばよいとのこと、夫婦で行くことになりました。当日、大型バスには他の当選者ら以外にも大勢の夫婦連れやらおばさん連れやらがそろい、賑やかな団体バスツアーとなりました。

それはそれでとても楽しかったのです。普通の旅館に普通の料理でしたが、なにせ無料、2人併せて1万円ですから、上々です。

車内では私たち夫婦を含めみんなが興奮状態でした。しかしどんだんと興奮が収まると、何か欣然としません。妻にこぼして、つい買わってしまったのです。無料招待の裏はこれだからか、と思うほどに腹が立つてきます。よくいう悪徳商法の置物を買っていた人もいます。

クーリングオフという制度を聞いたことがあるのですが、キャンセルする方法はないですか？

それははずいぶんと気分の悪いことでしたね。
お尋ねのクーリングオフというのは、解約理由がなくても一定の日数の間は消費者が無条件に解約できるという、消費者にとって非常に有利な制度です。ただし店や営業所での普通の売買や通信販売では認められており、特定商取引法にいう訪問販売など特定の場合に限って認められています。

訪問販売の場合、消費者は冷静な（クール）判断ができないまま購入の判断をすることが多いので、書面（契約書）を交付された後8日以内に、解約の通知を書面で出せばそれで解約ができるとされています。解約通知はハガキではなく内容証明で出したほうが安心です。

ご相談者のケースは、心理的にはまさに訪問販売に近いのでしょうが、法律でいう訪問販売ではないので、クーリングオフは無理だと思います。ただし個別に、契約書にクーリングオフが出来ると書かれてある場合もあるので、もし何か書面をもら

つているのなら確かめてください。

ない場合には、以下はダメ元を承知での話になります。最寄りの消費生活センターに相談する。自分で直接その店に電話をして掛け合う。スーパーに掛け合う…。

さて、昔からの格言、「ただで高いものはない」。無料や廉価には、人は気を許し、結果入りができた感じです（笑）。

